Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-09

国連海洋法条約裁判手続における事項的管轄権の判断方法と拡張可能性

山下，毅

(Degree)
博士（法学）
(Date of Degree)
2023-03-25
(Date of Publication)
2026-03-25
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲第8555号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482303

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏　名	やました つよし 山下　毅
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当
学位論文の題目	国連海洋法条約裁判手続における事項的管轄権の判断方法と拡張可能性
審　査　委　員	主査　教　授　竹内真理
	教　授　中野俊一郎
	教　授　川島富士雄

論文内容の要旨

本論文は、国連海洋法条約の義務的裁判手続において、国連海洋法条約において明確に規律されていない国際法に関する紛争に判断を下すことができるかという問題意識のもとで、事項的管轄権の射程を明らかにすることを目的とする。

序章では、近年、国際司法裁判所に付託することができない紛争について、国際海洋法条約裁判手続に付託することで、何らかの判断を得ようとする試みがみられることに鑑みて、条約裁判手続の事項管轄権の射程を検討することの意義が確認される。

第１章では､国連海洋法条約裁判手続の事項的管轄権の射程が服する制限が検討される。国際裁判においては、管轄権決定権に基づき管轄権を有するか否かを巡る判断権が裁判所自身にある一方、国際司法裁判所以外の国際裁判または国際仲裁裁判手続は、管轄権の射程を逸脱した判決は権限踰越により無効化するという制限に服することが指摘される。

第 2 章では、国連海洋法条約裁判手続が、国連海洋法条約において明確に規律されていない国際法の他の規則を適用することができる場合があり、そのような場合とは、国連海洋法条約の規定のうち、詳細な内容を国連海洋法条約以外の国際法規則に委ねている規定（renvoi 規定）に完全な効果を与え、または当該規定の解釈適用を助けるために必要な場合である。このことから、付託された紛争が管轄権の射程に含まれる紛争であるかについての判断方法を検討することの重要性が導かれる。

第３章では、事項的管轄権の射程の判断方法を検討する。第１に、紛争当事国が提起する紛争が、国連海洋法条約以外の国際法に関する紛争に対する法的決定を下すことを前提とする「混合紛争」（mixed dispute）であるか否かが重要である。第２に、混合紛争においては、付託された紛争が国連海洋法条約の解釈適用に関する紛争と国連海洋法条約以外の国際法に関する紛争のどちらに「比重」があるのか検討により、紛争の性質が決定される。紛争の「比重」の検討手法として、判例においては、量的な優越性を比較する手法と、非 UNCLOS 紛争が UNCLOS の文言の解釈適用に取り組むための「前提条件」となっているかを基準とする手法の２種類の手法が見られるが、後者の手法が適切であるとされる。

第４章では、国連海洋法条約裁判手続の「付随的管轄権」（incidental jurisdiction）について検討する。従来の国際裁判における付随管轄権行使は、事項的管轄権の射程内である条約の解釈適用の範疇に留まる性質を有していたのに対し、国連海洋法条約裁判手続の判例においては、付随的管轄権と称し、国連海洋法条約の規則により包含されていない国際法に関する紛争に対して管轄権を行使していることを明らかにした。このことから、国連海洋法条約裁判手続における付随的管轄権は、当事国間の対立の実効的な解決に貢献できると評価される一方、潜在的に権限踰越に基づく判決無効化の危険性を有しているため、慎重に判断することも求められると結論付ける。

終章では、国連海洋法条約裁判手続が、国連海洋法条約で規律していない国際法上の争点に対して積極的に管轄権を行使しようとする態度が見られることを指摘し、その根拠として、国連海洋法条約は、自身が海洋に関する事項を包括的に規律できていないことを自認しつつも、海洋に関する事項の問題や紛争は包括的に解決されることを望んでおり、国連海洋法条約裁判手続においても、かかる理念が共有されている可能性を示唆し、本論文を終えている。

論文審査の結果の要旨

本論文の意義は以下の通りである。第 1 に、本論文は、国際海洋法分野におけるいわゆる「混合紛争」（条約の解釈適用に関わる紛争と条約外の国際法に関する紛争の両方を含む紛争）に関する事項管轄権の射程について、判例の丹念な分析を通じて裁判上の判断基準や手法を明確化することに成功している。従来の研究は、一見して条約外の国際法に関する論点を含む紛争を一律に「混合紛争」とみなし、「混合紛争」に対する裁判所による管轄権行使を事項管轄権の拡張と捉え、その当否を論じる傾向にあった。これに対して本研究は、まず条約中の renvoi 規定を通じて条約外の国際法規則が適用されうる場合（事項管轄権の問題はそもそも生じえない）を区別したうえで、事項管轄権の射程の問題に取り組む。そして、判例の丹念な分析の中から、「混合紛争」における紛争の比重判断の中には、量的な優越性を重視する手法と論理構造上の前提条件としての性質を重視する手法とがあることを明らかにし、後者の手法の適切さを説いている。混合紛争に関する事項管轄権の判断手法の国際海洋法条約上の位置づけを明らかにし、理論的評価を可能にしたという点で、本論文は同条約裁判手続の研究上の重要な意義を有する。

第 2 に、本論文は、事項管轄権と付随的管轄権の双方を検討対象とすることで、国連海洋法条約裁判手続を動態的に把握することを可能にしている。従来の研究には、いずれか一方を取り上げて論じたものはあるが、両者を包括的に取り上げたものはほとんどない。本論文は、条約の解釈適用という条約内在的な制約に服する事項管轄権と、そうした内在的制約には服さない一方で、権限踰越に基づく判決無効化の危険という外在的制約に服しうる付随的管轄権とを並行して取り上げることで、条約裁判手続が当事国間の紛争全体の解決に果たしうる役割をその限界も含めて明確にしている。

第 3 に、本論文は、裁判手続の一般理論を十分に踏まえた上で、国連海洋法条約裁判手続という特定の分野における事項管轄権の射程の判断手法を明確にした点に特徴がある。この点で、近年、人権法分野や経済法分野においても混合紛争が増加しているが、裁判手続の専門家による研究が進んでいないこともあり、事項管轄権の射程の判断方法については分析が深められているとは言い難い。本研究のような裁判手続の一般理論と国連海洋法条約裁判手続の特質の双方を踏まえた検討手法は、他の分野における混合紛争の分析のあり方にも示唆を与えるものであるといえる。

他方で本論文にも問題がないわけではない。論文中で提示される概念の使い方や概念相互の関係については、一層の精査が必要な点も見受けられる。たとえば、管轄権決定権概念の用い方の問題や、同一の判例を事項管轄権と付随的管轄権の双方の観点から検討する場合の両観点の関係が必ずしも明確でない点などが指摘された。もっともこれらの点については、口頭試問で本人から一定の補足説明がなされたことに加え、むしろ今後の研究課題としてとらえられるべきものでもあり、本論文の学術的意義を損なうものではない。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である山下毅氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和　５年　２月　２１日

審査委員　主査　教　授　竹内真理

教　授　中野俊一郎

教　授　川島富士雄